

第6章 銚子資産の保存・活用の基本方針

1. 銚子資産の保存の現状と課題

(1) 銚子資産の保存の現状

【価値の共有】

市教委は、「所在調査」や「基本調査」の成果の公開方法等を整備していないので、公開が難しく、地域住民に調査成果を活用した銚子資産の価値や魅力を十分伝えることができませんでした。

【保護措置】

「所在調査」で把握した銚子資産の中で指定等の措置を講じる必要がある文化財については、「基本調査」を実施し、価値を評価した上で指定または登録制度に基づく保護を進めています。

【指定文化財等の日常の管理及び修理への対応】

市教委は、指定及び登録文化財の所有者や管理団体による日常の管理への協力や助言、解体修理をはじめとする保存整備事業の実施に向けて事前協議を行い、適正な保護が図れるように連携して取り組んでいます。特に解体修理の事業化については、早い時期から所有者や学識者等と協議を重ねて、現状の把握の調査に基づく修理計画を立案し、適正な時期に補助事業を活用して着手できるように努めています。しかし、所有者とのコミュニケーション不足により現状の把握ができていない文化財もあり、このような場合は保存に影響を与える行為等が発生した時点で協議し、対応しています。

【銚子資産の保護】

指定等の保護措置を講じていない銚子資産は、所有者等の理解と協力が無い限り、開発行為等により価値が把握できないまま失われてしまう場合があります。また、個人所有のものは、状況が把握しにくく、所有者の代替わりや相続の際、譲渡や散逸、滅失することもあり、中でも築50年以上経過している歴史的な建物も空き家として放置され、老朽化により取り壊される事例が多く見受けられます。

【次世代への継承】

市内の町内会には郷土芸能や鳴り物等の無形文化財の保存会があり、これまで次世代への継承活動に取り組んできましたが、近年、少子高齢化や子どもを取り巻く社会環境の変化により保存会の休止や解散、統合が見受けられます。また、活動の場であった地域の祭りも縮小傾向で、活動する機会も減少しています。信仰に根づく伝統行事の保存会でも休止や解散する団体がある中で、行事の運営方法を見直して活動を継続している団体や休止していた神楽を青年団が再興し、継承活動に取り組んでいる団体もあります。

【防災・防犯】

文化財の防災や防犯対策は、所有者によって日常の管理の一環として行われています。銚子市消防本部の指導に基づき、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて指定文化財建造物を中心に防火訓練や防災設備点検を実施し、それ以外の指定文化財等の所有者には書面で啓発活動を実施しています。

近年、所有者から防犯カメラの設置に対する相談も増えつつあり、防犯体制を強化できるように指導・助言しています。

【保存環境】

これまで、本市の民俗資料や古文書などは銚子市青少年文化会館内で収蔵してきました。また、発掘調査の出土遺物は、教育施設等の空きスペースに分散して収蔵しています。施設の老朽化や出土品の増加による収蔵スペースの確保や資料の収蔵環境と整備について検討していかななくてはなりません。

（２）銚子資産の保存の課題

【価値の共有】

市教委が実施してきた「所在調査」や「基本調査」の成果は、公開のルールや方法を整備していないため公開できず、調査内容の共有や情報発信が不十分でした。そのため、銚子資産の価値や魅力を十分伝えることが出来ず、保護意識を醸成することにつなげることもできませんでした。

【保護措置】

「基本調査」を実施し、価値を評価した文化財の中で、指定措置を講じないままとなっている文化財があり、調査後、速やかに指定等の事務を推進できるように努めていきます。

【指定文化財等の日常の管理と修理への対応】

指定及び登録文化財の所有者等とコミュニケーションを図り、管理状況や保存状態を定期的に確認できる仕組みを作り、保存の課題を共有していくことが大切です。そして、指定文化財ごとに「文化財保存活用計画」（以下、「計画」という。）を策定し、保存と活用に必要な事業を定め、計画的な保護に努めていくことが重要です。

行政は、所有者と連携して指定文化財等の状況を的確に把握し、保存のために必要な事業を推進していけるように、市全体の指定文化財等の修理計画を作成しておく必要もあります。さらに、保存整備に活用できる補助事業の情報の把握や市の文化財関連の補助制度を見直し、財源の確保についても関係各課と協議し、事前に検討しておく必要があります。

【銚子資産の保護】

現在、未指定の銚子資産を守る仕組みがありません。「銚子資産」の位置づけや、対象となるものの価値を発信し、市全体で守る意識を高めつつ、保護の仕組みを整えていくことも大切です。さらに、関係各課の施策との共有を進め、例えば「景観計画」など関連する法令や制度等を活用した保護の枠組みを検討してもえるように横断的な連携体制を構築していくことが重要です。

【保存環境】

郷土資料の展示室や収蔵庫が整備された銚子市青少年文化会館が老朽化に伴い安全性への懸念から、平成30年度をもって休館しました。これまで郷土資料や出土品などの資料は空きスペースがある教育施設にも分散して収蔵していたので、今後一括で保管、管理できる青少年文化会館に代わる資料の展示や収蔵が行える収蔵施設の確保や収蔵環境の改善に取り組んでいく必要があります。

【次世代への継承】

無形文化財の継承活動が難しい状況にある中で、各保存会の取り組みの現状や課題を共有し、支援の在り方を検討していく必要があります。また、令和元年度から無形文化財の発表の場づくりの一環として始めた「郷土芸能の集い」を継続していくため、体制の整備と内容の充実を関係

者とともに連携して取り組みながら、発表の機会を創出していくことが大切になります。また、無形文化財の保存会以外にも、地域の銚子資産を「地域の宝」として清掃美化活動や普及啓発事業に取り組んでいる団体に対しても同様に支援の在り方を検討していきます。

【周辺環境の保全】

これまで銚子資産は、個々の銚子資産を単体で保護してきました。しかし、銚子資産の価値を評価する中で、多様な銚子資産が関連し合いながら、一つの銚子資産の価値を形成していることがわかります。この価値を支えている関連性がある銚子資産を一つのまとまり（群）としてとらえ、その背景にある「ストーリー（ものがたり）」や周辺環境まで含めた保護の在り方を考えていく必要があります。

【防災・防犯】

近年、大雨等の自然災害や地震などへの警戒が高まっている中で、災害時の銚子資産の保護への対応が銚子市防災計画には記載がないため、速やかに関係機関と連携を図り、計画への盛り込みや災害時対応の整備が必要です

区分		内容
銚子資産の保存	共有	「文化財所在調査」や「文化財基本調査」の成果が共有できていない
		価値を共有するための効果的な情報発信ができていない
		市民が銚子資産への保護意識を醸成する取り組みが少ない
		本市の銚子資産に関する価値や魅力を十分伝えきれていない
		少子高齢化や生活様式の変化に伴い地域の情報や活動を継承していくことが難しい
	継承	無形文化財等の保存と継承の担い手の不足
		無形文化財等の活動の場所の確保が必要
		地域の銚子資産の保存活動をしている文化財保護団体などへの支援の枠組みがない
		銚子資産の日常の管理などに文化財保護団体と連携した取り組みが必要
	保存	指定及び登録制度による保護措置を講じることができる体制などの整備不足
		所有者等とのコミュニケーション不足による情報共有不足
		指定及び登録文化財の日常の保存管理の状況が把握ができていないものがある
		適切な周期での保存修理ができていない指定文化財がある
		指定文化財の個別の「保存活用計画」が未整備
		すべての指定文化財等の状況を把握した上での市全体の保存整備計画が未整備
		財源の確保や補助金の情報収集不足、市文化財補助事業の制度の見直し
		指定文化財等以外の銚子資産の保存の仕組みが未整備
		市全体で銚子資産を保護していく意識や環境が未整備
		銚子資産を関係各課の施策と連携して保護していく体制が不十分である
		資料の収蔵スペースの確保と整備が不十分である
	周辺環境の保全	周辺環境を含めた銚子資産の価値を伝える事業が不足している
		銚子資産を取り巻く周辺環境の保存方針の検討が必要
	防災・防犯	防災及び防犯の体制の整備と意識の高揚を図る必要がある
		指定文化財以外の防災訓練等の取り組みが十分ではない
		銚子市防災計画との連携や災害時対応を確認する必要がある
		文化財管理基本情報の整備と関係機関との共有

表 11 銚子資産の保存の課題

2. 銚子資産の活用の現状と課題

(1) 銚子資産の活用の現状

【公開】

本市では、指定文化財を所有する寺社が1年に1度など定期的に文化財の一般公開を実施しています。市教委は文化財が新たに指定や登録された際、文化財の保存修理事業に着手している期間内や遺跡の発掘調査実施時などに、所有者等の協力を得て公開しています。指定文化財を中心とした銚子資産をめぐる「文化財めぐり」や本市出身の版画家金子周次の作品に描かれた風景をめぐる「金子周次の風景を歩こう」などの事業も行い、銚子資産に触れる機会を市民に提供しています。

【情報発信】

銚子資産の情報発信としては、ホームページ、社会教育資料、パンフレットを作成しています。市教委のホームページでは指定文化財の紹介、文化財関連行事のお知らせや報告を掲載しており、協議会でもホームページを運営し、「文化財保存活用区域」（P146～P175）を基本とした地域ごと、そして本市の歴史文化の特徴（P49～P58）ごとに銚子資産を紹介しています。社会教育資料は指定文化財や民話、方言、銚子を訪れた文化人を紹介した資料等を有償頒布し、パンフレットについては、協議会が文化庁の補助事業を活用して作成しています。

【公開のための施設】

銚子市青少年文化会館には郷土資料室や考古資料室、銚子ジオパークミュージアムが設置されていました。休館に伴い、2020年（令和1）5月に考古資料室と銚子ジオパークミュージアムは銚子市地域交流センターへ移設しましたが、郷土資料の展示室は確保することができませんでした。

【教育活動】

「銚子市教育基本方針」（平成27（2015）年度策定）では、教育資源や地域の人材を活用して学ぶ機会を充実させ、「ふるさと銚子」を誇りに思い、大切にする心を育む教育の推進を目指しています。そのため、市内の全小学6年生を対象として「ふるさと学習」や「ジオパーク学習」を展開しています。この学習活動では、屏風ヶ浦や常灯寺本堂及び木造薬師如来坐像、余山貝塚を学習のフィールドとして活用し、市内13の小学校の要望に応じたプログラムを作り対応しています。

【地域活動】

地域の銚子資産を「地域の宝」として後世に伝えていくことを目標とした市民団体が生まれました。犬吠埼灯台の学術的な資料収集などを行っている「犬吠埼ブラントン会」、大地の成り立ちと人との関わりをテーマとしたジオパーク活動を支える「銚子ジオパーク市民の会」、そして「余山貝塚美化の会」（以下、「美化の会」という。）や「高田川と共生する会」（以下、「共生する会」という。）は地域の清掃活動とともに将来的にはまち歩きルートを整備して、地域の良さを伝えていきたいと考えて活動をしています。「銚子ジオパーク市民の会」、「美化の会」は、「ふるさと学習」や「ジオパーク活動」に行政とともに連携して取り組んでいます。また、町内会に組織されている鳴り物保存会や無形文化財の保存会などもあります。

民間事業者の活動として、醤油醸造業関連企業は醤油醸造の歴史や技術を伝える工場見学や史

料館を運営しています。外川地区には外川の歴史を伝える「外川ミニ郷土資料館」を開設している企業もあり、観光振興や地域振興の一翼を担っています。

【総合的な活用】

協議会は、平成30(2019)年度から文化庁の補助事業を活用して「銚子資産を活かした観光拠点整備事業」に取り組んでいます。登録有形文化財である「旧西廣家住宅(治郎吉)主屋」外4棟を観光拠点として活用を図るために、所有者による建物の美装化事業、当該文化財及び本市の歴史文化、観光案内を紹介できるガイドの配置を行いながら一般公開しています。さらに、漁業の歴史を伝える建造物であることから「漁師の手仕事」と題して、漁業等に関連する体験メニューを造成し、ワークショップを開催しています。これらの事業以外にも、歴史文化講演会の開催やガイド養成事業などの人材育成、SNSやパンフレット、文化財説明板を活用した銚子資産の情報発信を実施しています。

これらの事業は、地域計画で設定した「文化財保存活用区域」(P146～P175)を活用した「まち歩きルート」の整備を目指す中で、市内外の人々にふるさと銚子の歴史文化を感じる場を提供し、歴史文化観光につなげていこうと考えています。

そして、千葉県内唯一の日本ジオパークである「銚子ジオパーク」や日本遺産「北総四都市江戸紀行」などの切り口で多彩な銚子資産を「ストーリー(ものがたり)」でつなぎ、「銚子資産の保護(保全)」「教育活動」「観光振興」という3つの柱に沿って活動を推進しています。なお、これらの活動は、市単独の事業ではなく、「日本ジオパークネットワーク」や「日本遺産連盟」、「千葉県北総四都市江戸紀行活用協議会」などの広域での連携事業でもあり、活動を通じて「銚子ブランド」の向上と発信につなげていこうとしています。

(2) 銚子資産の活用の課題

【銚子資産の公開】

銚子資産の公開は、寺社が所有している指定文化財を中心に行っているため、今後より多くの所有者に協力を求めて、公開可能な文化財を増やしていく必要があります。また、「文化財めぐり」はテーマやストーリー性を重視し、本市の歴史文化を楽しく、わかり易く伝えていく工夫をしながら展開していくことが大切であると考えています。

【情報発信】

近年、SNSの活用により魅力的に情報発信を行うことで、地域の歴史文化や文化財への興味関心を高めている地域もあります。本市は市教委や協議会のホームページがありますが、定期的に情報を更新していく体制が整っていないため、適切な時期に発信したい情報を掲載できていません。

【公開のための施設整備と体制】

銚子市青少年文化会館の休館に伴い、総合的に本市の歴史文化を学ぶことができる展示室(施設)がありません。資料の収蔵場所の課題とともに展示室の確保と整備を検討するとともに、展示や解説に市民が関われるようにボランティアガイドの仕組み作りを含めた運営体制の構築も課題となっています。

【教育活動と必要な整備】

学校教育との連携で取り組んでいる「ふるさと学習」のプログラムの充実と運営体制を構築していく必要があり、また見学場所である遺跡の史跡整備等を実施することで、より効果的な学習教材となり、プログラムへのニーズが高まることも推測でき、必要な整備を検討していく必要もあります。さらに、このような史跡整備を進めることにより、銚子資産が地域振興や観光振興の一つの大切な観光資源であることが明らかになり、関連部署や協議会が実施している「銚子資産を活かした観光拠点整備事業」との連携も重要となってきます。

【総合的な活用】

銚子資産の個々の価値を把握し、保護していくとともに、「銚子・ものがたり」のストーリーを構成する銚子資産や「歴史文化保存活用区域」内に所在する関連性のある銚子資産の一体的な保存活用を図り、魅力を発信する取り組みを充実させていく必要もあります。これらの総合的な活用を図ることにより、地域への興味関心を高め、持続可能な文化財の保護の推進力になるとともに、「銚子らしさ」を具体的に表現でき、観光振興に寄与できるものと考えられます。

現在、関連する銚子資産を組み合わせた「ストーリー（ものがたり）」に基づき、「銚子ジオパーク」や「日本遺産」の活動を展開していますが、各団体との活動の連携が図れず、活動推進の大きな力になり得ていません。これらの取り組みは、「銚子ブランド」の魅力を広域に発信することもできるので、将来像を共有し、必要な整備等を連携して取り組みながら、銚子資産の総合的な活用として推進していくことが大切になってきます。

【重点事業の設定】

銚子資産の多様な活用が展開されていますが、財源や人材が限られており、優先的かつ重点的な事業を設定していくことも必要です。

【多様な主体者のつながり】

個々に活動している文化財保護団体や鳴り物保存会等の活動に対する理解を深め、対象としている銚子資産の保存と活用の将来像を話し合い、共有して取り組んでいく必要があります。各団体が実施している活動を紹介し、興味・関心を持った人たちが活動に参加しやすい機運を醸成していくことも大切です。

区分		内容
銚子資産の活用	活用	銚子資産の公開を推進するために所有者等の理解と協力が必要
		銚子資産に触れる機会の創出と情報発信が重要
		展示施設の充実と市民ボランティアの育成が必要
		活用を積極的に進めるための体制の整備が必要
		ふるさと学習プログラムの充実と運営体制を整備していく必要がある
		史跡整備等を実施することで効果的な活用が図れる銚子資産を検討していく
		地域活性化や観光振興の取り組みと銚子資産の活用がつながっていない
		銚子資産を活かした施策や各団体の活動との連携不足
		銚子資産を活かした広域連携組織に加盟しているが、有効に活用できていない
		財源や人材が限られている中で、事業の優先順位を設定する必要がある
	地域活動	文化財保護団体と行政が対象となる銚子資産の将来像の共有が図れていない
		地域活性化に銚子資産を有効に活用する意識が高まっていない
		市民が銚子資産に関する関心を高め、文化財保護団体が実施している活動に参加しやすい機運を醸成する

表 12 銚子資産の活用の課題

3. 銚子資産の保存・活用に関する基本方針

(1) 銚子資産の保存・活用の大方針

銚子資産は、「銚子らしさ」や「銚子ならではの」を体現するもので、地域の魅力を発信する基礎であり、大切な地域資産です。本市では、これらを「銚子資産」として保護の対象とし、多様な主体者との連携により「持続可能な文化財保護の仕組みの構築」を目指しています。

大方針：持続可能な文化財保護の仕組みの構築

- ・地域とともに価値を掘り起こし、その共有によりふるさとへの誇りと愛着を育みます。
- ・価値を知ること、伝える主体者となる意識を醸成します。
- ・適切に守り、伝えるための措置を講じ、楽しみながらふるさとを学び、活かす環境を整備します。
- ・様々な活動を地域全体で支え、盛り上げていく人財のつながりを生み出します。
- ・地域の魅力や活動を発信することで、多くの人々の来訪再訪を促します。

この「持続可能な文化財保護」とは、市民が「銚子資産」の価値を知ること、文化財保護に関わる主体者となり、各自の役割を理解し、保存と活用の情報を共有しつつ、連携して地域総がかりで「銚子資産」を守り伝えていくことです。本市は、この仕組みの構築を目指しながら、官民協働で歴史文化を活かしたまちづくりを推進していこうとしています。

そこで、市民が文化財保護の主体者となる意識を醸成していくために、「銚子資産」を分かりやすく伝える必要があり、「銚子・ものがたり」と「歴史文化保存活用区域」を設定しました。

「銚子・ものがたり」（以下、「ものがたり」という。）

は、本市の歴史文化の特徴の中からテーマを設定し、それに合った銚子資産を組み合わせて作成した「ストーリー（ものがたり）」です。また、地域に所在する銚子資産と一体となって価値を形成する周辺環境も含めた「ものがたり」を核として形成される文化的な空間を「文化財保存活用区域」（以下、「保存活用区域」という。）としました。これらを活用して、銚子資産を総合的・一体的にとらえ、「群」として保存と活用に取り組んでいくとともに、本市の来訪者へ新たな魅力を提供することで「銚子ブランド」の向上にも寄与し、歴史文化観光の環境整備を推進していきます。

なお、この「ものがたり」は、『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』（2019年（平成31）3月、文化庁）（以下、「指針」という。）で定める「関連文化財群」に相当するものと位置づけています。



図33 銚子資産に関わる主体者

◆「銚子・ものがたり」

- ・本市の歴史文化の特徴に共通項があり、地域の歴史文化や伝統を表現している。
- ・関連する「銚子資産」を「群」として把握することで価値が明確になる。
- ・地域住民が理解しやすく、興味関心を高める「ストーリー（ものがたり）」となっている。
- ・「ものがたり」は、「指針」で定める「関連文化財群」にあたる。

◆「文化財保存活用区域」

- ・「銚子・ものがたり」への理解を深めることができる区域である。
- ・「銚子資産」の活用により、楽しく学ぶことができる区域である。
- ・区域内の「銚子資産」が地域住民をつなぐ大切な財産となる区域である。

（2）銚子資産の保存・活用の方針

銚子資産の保存と活用の大方針である「持続可能な文化財保護の仕組みの構築」を目指すために、歴文構想では次のとおり目標を設定しました。

人・モノ・文化が会おう。岬に生きる。

「知れば知るほど好きになる！伝えよう。銚子。」

—ふるさと銚子に誇りと愛着を持ち、自慢したくなるまちへ—

この目標は、銚子資産の保存・活用の大方針を達成するために、地域住民が「地域を知り、地域を好きになり、地域の良さを守り、より輝かせたいと思い、守り伝えていくために自分ができることを実践し、ふるさとを自慢したくなる」という意識に基づき行動することを表しています。この意識が、「銚子資産」を守り、伝えていくための原動力となります。この意識を醸成するための行動目標として、銚子資産に「気づく・伝える・守る・つなぐ・活かす」という5つの視点から保存と活用の個別方針を整理します。このうち「銚子資産に気づく」は、第5章の「銚子資産の把握の基本方針」に関連する事業です。

- ・地域住民が地域を知る
- ・地域住民が地域を好きになる
- ・地域住民が地域の良さを守り、より輝かせたいと思うようになる
- ・銚子資産を守り伝えるための活動に参加したくなる
- ・地域住民が地域の魅力を自慢したくなる

【目標に向かって地域住民が起こす理想的な行動】

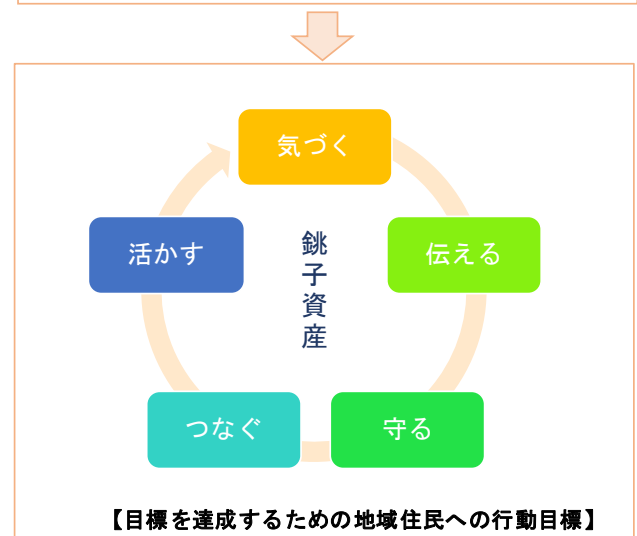


図34 銚子資産の保存・活用の目標を達成するための行動

本章では、銚子資産の保存・活用の現状と課題を踏まえて、保存に関する方針を「銚子資産を伝える」「銚子資産を守る」とし、活用に関する方針を「銚子資産でつなぐ」「銚子資産を活かす」としてまとめます。

方針1：銚子資産を伝える

「銚子資産」の調査成果の公表や文化財所有者の協力を得て指定及び登録文化財の公開、市内無形文化財保存会との連携による次世代への継承事業を通じて、「銚子資産」の価値を伝え、後世に継承していく意識を醸成します。

「所在調査」や「基本調査」の成果や文化財の公開等の事業を通じて、情報の発信・価値の共有を図り、銚子資産への興味・関心を高めていきます。

「ものがたり」をふるさと学習や総合学習で活用し、子どもたちへ本市の歴史文化を分かりやすく伝える仕組みを整備していきます。

無形文化財の保存会や銚子資産の保存と活用に関わる団体とともに次世代への継承に取り組みます。

方針2：銚子資産を守る

価値を評価した「銚子資産」のうち、本市の歴史文化にとって重要な文化財に保護措置を講じて、後世に適正な形で保存していきます。また、指定文化財は個別の「計画」を策定し、国指定文化財の「計画」は文化庁の認定を受け、計画的に保存と活用に取り組みます。

指定及び登録制度に基づく保護を推進するとともに、全ての銚子資産を守る仕組みを検討していきます。個別の指定文化財の「計画」の策定や文化財所有者との連携を図り、適正な保存に努めていきます。行政は周期的な保存整備事業に対応できるように、財源の確保を含めた市全体の保存修理計画の作成を進めていきます。また、郷土資料等の収蔵施設の確保と整備について、学校再編の取組みの中で連携して検討していきます。

銚子資産を取巻く周辺環境を含めた価値を評価する方法を検討します。また、関係機関と情報を共有し、銚子市地域防災計画との連携を図り、災害時の対応を整備していきます。

方針3：銚子資産でつなぐ

行政は、文化財に関わる多様な主体者を見出し、育み、活動を継続して行えるような支援の在り方を検討します。そして、各主体者が連携し、銚子資産の保護を推進していく意識を醸成し、「協議会」の活動の充実を図ります。

多様な主体者が銚子資産を活かした取り組みの将来像を共有した上で、連携して活動を推進していくことを目指します。その活動の母体となる「協議会」の組織及び活動の充実を図り、持続可能な文化財保護の仕組みを構築していきます。

方針4：銚子資産を活かす

「銚子資産」は、地域振興や観光振興のために活用できる「観光資源」であることを共有し、個々の「銚子資産」を磨き上げ、整備、活用しながら、「歴史文化を活かしたまちづくり」を推進していきます。

銚子資産を活用して地域住民に地域の魅力を認識してもらうための取り組みを、地域振興や観光振興の取り組みとも位置づけ、関係機関及び関係各課と連携して「歴史文化観光」を推進していきます。文化財説明板の整備やガイド養成、観光拠点作りなどの歴史文化観光のために必要な事業は、「保存活用区域」の中で優先順位を設定して取り組んでいきます。

区分	内容
方針１：銚子資産を伝える	
価値の共有	「銚子資産所在調査」及び「文化財基本調査」の成果を共有する仕組みを作る
	指定文化財等の公開の促進
	銚子資産の価値を共有するために必要な情報発信を推進する
	生涯学習との連携による銚子資産の保護意識の醸成
	「銚子・ものがたり」を活かしたふるさと学習や総合学習のプログラムの作成
	保存会や保護団体と連携した次世代への継承事業を推進する
継承	無形文化財等が次世代へ継承できる仕組みを整える
	地域の銚子資産の保護活動をしている団体等への支援を検討する
	銚子資産の日常の管理に文化財保護団体等と連携した取り組み方法を検討する
方針２：銚子資産を守る	
保存	指定及び登録制度に基づく保護の推進
	銚子資産を守る仕組みを作る
	所有者等との連携体制と状況把握の仕組みの整備
	指定文化財ごとの「保存活用計画」策定の推進
	市全体の保存修理計画の作成
	財源の確保と市補助制度の枠組みを整える
	収蔵庫の確保と整備について検討する
周辺環境の保全	銚子資産を取巻く周辺環境を含めた評価の方法を検討する
	銚子資産を取巻く周辺環境の保全方法の検討
防災と防犯	防災及び防犯の体制整備と意識の高揚を図る取り組みの実施
	関係機関と連携した防災訓練等の取り組みの充実を図る
	銚子市防災計画との連携を図り、災害時対応を確認する
	文化財管理基本情報の整備と関係機関との共有について検討する
方針３：銚子資産でつなぐ	
地域活動	文化財保護団体と行政が対象となる銚子資産の将来像を共有する
	地域活性化に銚子資産を有効に活用する意識を高める取り組みの実施
	市民が銚子資産に関する関心を高め、文化財保護団体が実施している活動に参加しやすい環境の整備
方針４：銚子資産を活かす	
活用	銚子資産に触れる機会の創出と魅力的な情報発信の推進
	展示施設の充実を図り市民ボランティアの育成
	地域活性化や観光振興の取り組みと銚子資産の活用の連携を図る
	「銚子・ものがたり」を活かしたふるさと学習プログラムを教育旅行へ活かす
	「文化財保存活用区域」を活かしたまち歩きルートの構築
	史跡整備等を実施し、銚子資産の効果的な活用を図る
	ボランティアガイドの育成
	文化財説明板などまち歩きルート構築に必要な整備の推進
	広域連携組織を有効に活用して「銚子ブランド」の向上を図る
	事業の優先順位を設定し、重点的な取り組みを明確化する

表 13 銚子資産の保存と活用の方針